

市民



まちづくり校区集会



旅券（パスポート）窓口

市民

1 国際交流

本市は、国際化社会への的確な対応を図るため、昭和61年から中高校生の海外派遣、市職員の海外派遣研修、中国山東省徳州市との都市間交流の推進、語学指導等を行う外国青年招致事業の実施、英語・中国語・韓国語観光パンフレットの作成、英語生活ガイドブックの作成、国際交流基金の設置(平成3年4月設置)、外国人のための日本語教室などの施策を推進してきた。

また、外国人の増加に伴い、在住外国人との多文化共生に重点をおいた「新居浜市国際化基本計画」を平成20年度に策定し、市民活動団体や地域などと共に国際化を進める体制づくり、外国人の生活支援や人権教育を含めた国際理解教育を推進する。

徳州市との交流の経過

年 月	交 流 内 容
昭和61年7月	『日中友好の翼』ニイハマ訪中団の訪問 ・企業視察、ホームステイ等を実施
昭和61年10月	德州地区総合経済視察団の来新 ・住友企業、小中学校、農業施設等を視察
平成元年10月	徳州市文化交流団の来新 ・中国書道展の開催
平成3年4月	新居浜德州友好視察団の訪問 ・今後の総合的な交流のあり方を協議
平成3年7月	德州地区文化交流訪日団の来新 ・德州地区の伝統工芸である黒陶の展示及び篆刻の実演
平成3年10月	德州地区友好視察団の来新 ・市内企業、公共施設、太鼓まつり等を視察見学
平成4年5月	第3次新居浜・德州友好訪中団の訪問 ・德州地区的文化、市民生活、産業経済等の視察を行い、友好親善を図り、今後の両地区的交流の可能性を探る。
平成4年7月～8月	德州地区友好視察団の来新 《平成4年7月27日》 ・新居浜市と德州地区の友好交流関係の締結 ・新居浜市立中萩小学校と徳州市東方紅路第一小学校、新居浜市立中萩中学校と徳州市第十中学校との友好校の締結
平成4年7月～8月	德州雑技団新居浜公演の実施 ・市制55周年を記念して行われ、入場者は約26,000人を数えた。
平成5年6月	德州地区経済視察団の受け入れ ・市内企業の視察、今後の経済交流について協議

(1) 都市間交流

中国山東省徳州市との交流

徳州市との交流は、昭和60年6月、中萩公民館友好訪中団が徳州市を訪問した時、徳州市長に対する新居浜市長のメッセージを託したことから始まった。その後の経過は別表(徳州市との交流の経過)のとおり。

(2) 国際感覚を身につけた人材育成

青少年の国際感覚の醸成を目的とした中高生の海外派遣事業を平成2年7月以来継続的に行っている。

(平成19年度からは中学生のみ)

年 月	交 流 内 容
平成5年7月～8月	小中学生相互交流事業 ・相互の小中学生が交流を行い、友好を深める。
平成6年5月	新居浜商工会議所德州地区経済視察団の訪中 ・今後の双方の経済交流等について協議
平成6年8月～9月	德州地区テレビ放送視察団の受け入れ ・新居浜テレビネットワーク、放送局等の視察研修
平成7年7月	徳州市友好視察団の来新 ・市内の行政、教育、文化、企業等の施設を観察し、友好親善を図り、今後の交流の方向を協議
平成7年8月	徳州市研修生の受け入れ ・新居浜商工会議所が窓口となり、市内の各企業で1年間研修
平成8年9月	第4次新居浜・德州友好訪中団 ・両市の友好関係をさらに発展させるとともに文化・教育・産業・経済各分野の視察を行う。
平成9年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市との友好都市締結(平成9.11.11)を行った。
平成10年9月	第5次新居浜・德州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成11年10月	徳州市友好視察団の来新 ・市内、県内の文化施設、観光施設等を観察
平成12年6月	第6次新居浜・德州友好訪中団 ・両市の相互理解を深めるとともに、国際ボランティアの育成や文化交流事業の積極的推進など、国際化をリードする人材の育成と異文化理解の増進、世界に開かれた地域社会づくりを進めるための情報交流を行う。
平成13年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業の視察及び情報交流を行う。
平成14年9月	第7次新居浜・德州友好訪中団 ・両市の相互理解を深めるとともに、「日中国交正常化30周年」記念文化交流事業へ参加し、今後の多様な交流に向けた人材の育成と異文化理解の増進に向けての情報交流を行う。
平成15年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業を含む市内企業の観察及び市内経済団体との交流を行う。
平成16年9月	第8次新居浜・德州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成17年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業を含む市内企業及び公共施設、体育文化施設等の観察並びに市内経済団体との交流を行う。
平成18年5月	第9次新居浜・德州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成19年11月	徳州市友好視察団の来新 ・市内企業及び公共施設等の観察並びに市内経済団体との交流を行うと共に、華道教室の見学等日本文化に触れていただく。
平成20年9月	第10次新居浜・德州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。

2 生涯学習

本市は、市民一人ひとりが生涯にわたり個性を發揮し、生きがいのある人生を創り出し、学び合うことや学んだ成果を地域社会で生かすことを通じて、多様性や創造性が尊重されるまちを目指し、平成9年度に生涯学習都市宣言を行った。

この宣言の趣旨に則り、「個性・共生・交流・感謝・継続」を基本的な柱にして市民と一緒に、ともに生き、ともに学び、ともに輝くことができる生涯学習のまちづくりに取り組んでいる。

第四次新居浜市長期総合計画の「まちづくりの理念」に掲げているように、市民ニーズが多様化・高度化した現在、市民参加から市民参画へ、さらには市民主導へという市民が主体となったまちづくりの進め方が求められており、市民、団体、企業及び行政がそれぞれの役割と責任を認識したうえで、互いに連携を深め協働してまちづくりを推進するため、諸施策の展開を図るものである。

(1) 生涯学習推進体制の整備

生涯学習を全庁あげて取り組むために、推進組織を整備している。

- ・生涯学習推進本部（庁内組織）
- ・生涯学習推進班（調査研究プロジェクトチーム）
- ・生涯学習推進担当（各課所に置く調整スタッフ）

(2) 生涯学習施設による学習体制の整備等

新居浜市生涯学習センター及び新居浜市高齢者生きがい創造学園により、市民に対する学習機会の提供、生涯学習に関する情報の収集及び提供、指導者の育成などに努めている。

(3) 生涯学習まちづくり市民講座（出前講座）

本市の、まちづくりの現状や今後の展開について市内に在住、通勤・通学している10人以上の団体を対象にして、市の担当者が説明者となって情報を提供し、市民と行政が協働で取り組むまちづくりを推進するため、平成10年度から事業を開始した。

平成14年度からは「行政編」に加えて「公共機関・公益企業編」、「市民・団体編」とメニューを拡充した。

平成20年度は501件、参加人員は24,622人

(4) 全国にいはま倶楽部

全国、世界各地で活躍している新居浜市出身及び本市にゆかりのある個人とネットワークを形成し、新居浜市勢の発展を図るため、幅広い提言、情報及び助言などを得るとともに、本市の最新の情報を発信することを目的として、設置した組織である。

平成15年度には東日本ブロックを、平成16年度には西日本ブロックを発足させた。平成21年4月1日現在の会員数は、東日本120人、西日本97人、合計217人となっている。

3 市民活動

地方分権が進む中、「住民自治」の実現は、地方自治体の将来を左右する重要課題の一つである。市民自らがまちづくりの担い手として、まちの将来ビジョンを描き、それに向けた行動に取り組むための体制整備が必要である。

さまざまな分野において活発化する、NPOなど数多くの公益的な市民活動を、その自主性や自立性を尊重しながら支援し、ひいては地域の多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、本市では、平成15年度に策定した「市民活動の推進に関する指針」に基づき、まちづくり協働オフィス事業を平成18年度に開始するとともに、協働事業市民提案制度の創設等、協働環境の整備に取り組んでいる。

(1) 新居浜市公共施設愛護事業

市民（団体）と行政が合意書を取り交わし、市民が道路、河川、公園、海岸等の公共施設を我が子のように愛情を持って美化活動等を行うボランティア制度として、平成15年9月に施行した。

平成21年4月1日現在で、79組(60団体・19個人)と合意書を取り交わした。参加人数は、約3,600人。施設別内訳は、道路45件、公園・緑地42件、河川・水路12件、海岸3件、文化財1件、観光施設2件である。

(2) 新居浜市まちづくり協働オフィス事業

公益的な市民活動支援を通じた市民セクターの意識啓発・能力開発と団体間の事業連携を目的として、18年7月、新居浜市まちづくり協働オフィス事業を企画提案方式による民間委託で開始した。

20年度業務受託団体：

NPO法人にいはま市民企画ノポック
〈事業内容〉

(ア) 市民活動に係る情報の収集及び提供に関すること

各種相談対応、オフィスホームページの開設、ニュースレターの発行等

(イ) 市民活動に係る調査及び研究に関すること
企業と市民活動団体の協働に関するアンケート等

(ウ) 市民活動に係る交流及びネットワーク形成の推進に関すること

企業座談会やオフィスパーティーの開催等

(エ) 市民活動と行政の協働事業に関すること
「にいはま魅力新発見プロジェクト」の実施、広報番組の自主制作等

(オ) 市民活動団体に対する会議場所及び機材の提供等に関すること

(3) 協働事業推進のためのガイドライン

平成19年3月に作成した「協働事業推進のためのガイドライン」に基づき「協働事業市民提案制度」を創設し、平成19年度から21年度までの3ヶ年スケジュールにより、市民と行政の協働にふさわしい先導的な事業アイデアを募集している。2年目となる平成20年度は、7件の応募があり、府外組織である「協働事業推進委員会」での評価、府内組織である「生涯学習推進本部」での取組方針協議を経て、6事業について新たな協働事業を実施する。また、平成19年度に採択された2事業についても、引き続き事業を実施することから、次の8事業を平成21年度に実施する。

- (ア) 「公立保育所愛護事業」(平成20年度採択事業)
- (イ) 「外国人支援市内地図(中国語版)作成事業」
(平成20年度採択事業)
- (ウ) 「外国人児童生徒支援事業」
(平成20年度採択事業)
- (エ) 「山根大通りストリートミュージアム」
(平成20年度採択事業)

(オ) 「父親の子育て支援推進事業」

(平成20年度採択事業)

(カ) 「市政だより市民サポート事業」

(平成20年度採択事業)

(キ) 「地球と地域の環境を考えよう!」

(平成19年度採択事業)

(ク) 「新居浜芸術文化キャラバン隊」

(平成19年度採択事業)

(4) 自治会

自治会については、地縁による任意団体であるが、災害対応機能、防災・防犯機能、環境整備機能、行政連絡調整機能などを有するなど地域にとって欠かせない住民自治組織である。しかしながら、近年個人の価値観の多様化、生活様式の多様化などから自治会離れが進んでおり、財政基盤の弱体化・加入率の低下などが喫緊の課題となっている。そのため、連合自治会への財政支援を充実するとともに連携を図りながら自治会加入率の向上を図り、「協働のまちづくり」「自立・連携のまちづくり」を推進するため、自治会活動の活性化に努めている。

ア 結成状況

(H21.1.1現在)

区分	年	17	18	19	20	21
校区連合自治会数		18	18	18	18	18
単位自治会		326	326	326	325	313
加入世帯総数		39,442	39,319	39,247	39,065	38,914
総世帯数		53,769	54,181	54,708	55,068	55,577
自治会世帯加入率(%)		73.4	72.6	71.7	70.9	70.0
認可地縁団体数		33	37	39	43	43

イ 各種補助

(単位:千円)

区分	補助率	補助限度額 (21.4.1現在)	補助金助成件数及び助成額					
			18年度		19年度		20年度	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
集会所施設	増築及び修繕	工事精算額の3分の1以内	600	22	2,842	15	2,430	17
	用地購入	購入額の30%	—	—	—	—	—	—
放送設備	新設	工事精算額	250	—	—	3	259	—
	増設及び修繕	の2分の1以内	130	11	803	18	545	12
照明灯	新設支柱込	工事精算額	12	1	9	3	21	3
	既設物件設架	の3分の1以内	6	65	266	52	165	53

注:広報塔新設に限り1世帯100円を加算する。

ウ 地域コミュニティ活動支援交付金

(平成20年度から)

区分	交付金	摘要
防犯活動推進事業	14,787,320円	@ 380×38,914世帯
新居浜市連合自治会活動事業	226,000円	研修事業 金婚式表彰事業
新居浜市広報活動事業	25,550,960円	単位自治会 @ 550×38,914世帯
		校区連合自治会 @ 50×38,914世帯 @ 2,000×323自治会
		市連合自治会 @ 40×38,914世帯
ごみ減量化等啓発事業	259,572円	@ 5.7×45,539世帯
魅力あふれる地域コミュニティ創生事業	6,300,000円	18校区
計	47,123,852円	

※ 自治会防犯活動補助金

(補助金=加入世帯数×単価)

区分	年度		15		16		17		18		19	
	補助金	単価	補助金	単価	補助金	単価	補助金	単価	補助金	単価	補助金	単価
単位自治会	千円 8,440	円 210	千円 8,421	円 210	千円 4,125	円 105	千円 7,845	円 200	千円 14,821	円 380		

注：平成20年度から地域コミュニティ活動支援交付金へ変更した。

※ 自治会広報業務委託料

(委託料=加入世帯数×単価)

区分	年度		15		16		17		18		19	
	委託料	単価	委託料	単価								
単位自治会	千円 22,103	円 550	千円 22,054	円 550	千円 21,603	円 550	千円 21,574	円 550	千円 21,451	円 550		
校区連合自治会	2,010	50	2,005	50	1,964	50	1,962	50	1,950	50		
市連合自治会	1,608	40	1,604	40	1,572	40	1,569	40	1,560	40		
計	25,721	640	25,663	640	25,139	640	25,105	640	24,961	640		

注：事務費として1単位自治会当たり2,000円を加算

平成20年度から地域コミュニティ活動支援交付金へ変更した。

工 集会所整備事業（コミュニティ助成事業）

本事業は、自治総合センター「コミュニティ助成事業実施要綱」に基づき、行っている助成事業である。

平成19年度該当なし

4 広聴・広報相談

(1) 市政モニター

市民の意見や提言などを市政に反映させ、行政施策の向上を図るため昭和42年度から設置している。

モニターの数 17人（任期1年）（H21年度）

任 務 市民にとって開かれた市政の運営と広聴機能の充実を図る。会議などに出席し、市政に対する意見や提言を行う。

(2) 市民の声

市内の自治会、市政モニター、あるいは一般市民から寄せられる各種要望、意見、苦情等については、「市民の声」として関係部局に連絡を行い、これら広聴事項の解決処理に努めている。また、平成13年度より市長への手紙受付を開始し、市民の声を行政に反映させることとしている。

(3) まちづくり校区集会

連合自治会と市との共催により、地域主体の懇談会として開催し、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを推進する。また、市職員が「まちづくり推進員」として参画し、地域が設定した課題などについて意見交換を行い、政策形成に反映させる。

小学校区別に開催

平成20年度 7/4～8/11

〈校区集会の内容〉

- 市長から市の重点事業について説明
- 意見交換

(1) 新居浜市連合自治会設定課題

「ごみの減量化」

(2) 校区設定の市政課題

(3) 校区別地域課題

(4) その他（意見・要望など）

平成20年度広聴票（部名別）

部 名	件数	項 目	件数	部 門 别 处 理 状 況							
				満たした	満たせるく	以次年降度	検調査討・考	参考	な満たいせ	その他	合計
福祉部	1	軽スポーツ広場の整備について	1						1		1
市民部	1	自治会フェンスについて	1						1		2
	1	防犯灯の設置について	1			1				1	
環境部	2	河川・水路の整備について	2							1	4
	2	その他	2	1	1	1					
経済部	7	農道の改修について	7	1			1		5		7
建設部	10	道路の補修について	10								
	2	道路の整備について	2	2	2	8	1		3		16
	3	都市公園について	3								
	1	その他	1								
消防本部	1	空き家について	1	1							1
合 計	31		31	5	3	10	2	0	11	0	31

平成20年度 市長への手紙

部 名	件数	項 目	件数	部 門 别 処 理 状 況							
				満 た し た	満近 た せ るく	以次 年	検調 査 討・ 考	参 考	な ま た い せ	そ の 他	合 計
企 画 部	36	駅周辺整備について	17	5		1		11			17
		その他	19	4				9		6	19
総 務 部	38	市役所職員について	18				3	12	1	2	18
		市役所庁舎について	3	1	1			1			3
		税金に関することについて	11	7			1	3			11
		その他	6	1			1	4			6
福 祉 部	44	障害者について	3	2				1			3
		地域包括支援センターについて	1	1							1
		放課後児童クラブ	1						1		1
		保育園について	4	2					2		4
		保健センター業務について	4	1			1	1	1		4
		その他	31	14			1	12	1	3	31
市 民 部	25	広聴・相談について	5	2	1			1	1		5
		その他	20	10			1	9			20
環 境 部	35	ゴミ処理について	9	4	1		1	2	1		9
		河川について	5	2			1	2			5
		環境保全(野焼き等)について	1	1							1
		衛生(墓地・犬)について	4	1			1	1	1		4
		その他	16	6	3		2	2	2	1	16
経 済 部	34	観光について	7	1			1	4	1		7
		交通について	11	4	1		1	4	1		11
		その他	16	5	1		1	8	1		16
建 設 部	57	公園整備等について	11	6	1			4			11
		区画整理について	2				1		1		2
		道路舗装・改修について	12	5	2	2	1		2		12
		交通安全対策	6	2				3	1		6
		その他	26	7	2		2	7	3	5	26
教 育 委 員 会	28	小・中学校について	2	1			1				2
		体育施設について	9	4				2	3		9
		文化施設について	6	2				2	2		6
		公民館について	5	2			2	1			5
		図書館について	1	1							1
		その他	5	3				1	1		5
消防 本 部	5	消防について	5	1				3	1		5
議 会 事 務 局	4	市議会について	4					4			4
農 業 委 員 会	1	農地の管理について	1	1							1
関 係 機 関	3		3	1				1	1		3
そ の 他	11		11	1				1		9	11
総 計	321		321	111	13	3	23	116	29	26	321

5 市政広報

(1) 広報

ア 印刷物による広報

区分	名称	市政だよりにいはま	市勢要覧
発行日	毎月1回	平成19年11月3日 (5年に1回)	
発行部数	1回 45,300部	2,000部	
版型	A4版	A4版	
経費	1,140万円	88万円	
単価	20.08円(28頁・消費税含まず)	440円(44頁・消費税含む)	
配布対象	全戸	記念式典ほか	
配布方法	自治会組織などを通じて配布	随時	
内容	市政に関する情報 季節、地域の話題	市制施行70周年を迎えた本市の現在の様子を写真を中心紹介	

イ ホームページによる広報

高度情報化に対応し、インターネットを利用した市政情報広報システムとして、平成8年から運用を開始し、市内外に発信している。

利用しやすいホームページを目指し、平成20年2月に全面リニューアルを行った。

ウ CATVによる広報

CATVアナログ12チャンネル・デジタル112チャンネルを活用した広報番組を制作し、市の主要プロジェクトの紹介、各施設の紹介、各種イベントのお知らせなどを行っている。

「マイタウンにいはま」などの広報番組は、株式会社ハートネットワークに制作を委託し、番組を制作、放映している。

また、「インフォにいはま」は10分の文字情報番組で市民に身近な生活情報を伝達する。

エ テレホンガイドにいはま

市役所での各種届出や手続き方法、施設の案内、イベント情報などを電話で提供している。

平成14年度からは、新居浜市のホームページ上の情報を音声情報で提供する、テレホンプラウザ

システムを導入した。

オ 声の市政だより

視覚障害者に市政に関する情報（市政だよりから抜粋）を提供するため、ボランティアグループ「声の図書室やまびこ」の協力を得て、音声（テープ）で伝えている。また、「点訳グループさざなみ」の協力を得て、点訳市政だよりも提供している。

カ メールマガジン

携帯電話等を利用して情報提供、情報収集システムとして、平成17年2月1日から新居浜eネットとして運用を開始し、平成20年3月25日から「メールマガジン」の運用を開始している。市政情報の発信、市民意識調査に活用している。

6 消費生活

急速に変容する経済社会の中で、健全で豊かな消費生活の実現を図ることが重要な課題である。消費者団体を主軸とした関係団体が相互に連携し、同一基盤に立って「消費生活のあり方」を考え、消費生活の改善と向上を図る。

(1) 消費生活モニター制度

消費生活の向上と安全を図るために、消費者から直接意見を聴取し、要望、苦情等の情報を把握して市民生活に直結した消費者保護行政を推進するため、消費生活モニター制度を昭和47年から実施している。

モニターの数50人以内(任期2年)

(2) 日曜市

昭和48年度の物不足パニック状態のもとで、市民の消費生活安定対策の一環として、婦人団体の協力により青空市が、昭和49年4月に発足し、昭和50年9月から日曜市へと発展、主体性のある事業推進を行うため「日曜市をすすめる会」を設立した。

日曜市は毎月第1・第3日曜日の月2回、中央公園東側道路で生鮮食料品等を販売している。

また、リデュース・リユースを目的として中央公園で定期的にフリーマーケットを実施している。

(3) 消費生活の改善対策

消費生活に必要な正しい情報提供、消費者教育の推進を重要施策に、市民総ぐるみの各種事業を実施している。

ア 消費者のつどい

健全な消費生活の推進と高揚を図るために学識者を招き消費者のつどいを隔年開催している。

イ みんなの消費生活展

自主性を持った賢い消費者を育てるため、日常の消費生活を教材としたパネル、実物模型などを展示した生活展を隔年開催している。

ウ 家庭用品等立入検査

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づき、販売事業所等の立入検査を実施している。

エ 消費者情報の提供

多くの消費者への情報提供として、市政だよりに毎月「くらしの窓」を掲載している。

オ 消費者団体の組織育成

消費者団体への指導、援助及び新居浜市消費生活改善推進協議会の組織の強化を図る。

カ 自立する消費者学習講座

増加する消費者トラブルを未然に防止するため、消費者自らが内容を選択し、年4回程度学習講座を開催する。

キ 物価調査

物価の安定と需要供給の円滑化を図るとともに物価に対する意識啓発を図るために、新居浜市消費生活モニターが、市内のスーパーなどで生活必需品8品目の調査をしている。

ク 消費生活相談

複雑多様化する情報社会の中で、消費者からの相談が多く、昭和51年度から本事業を実施しており、昭和55年度からは専門相談員を配置して、被害防止と消費者保護に努めている。

相談件数

年 度	16	17	18	19	20
件 数	1,793	1,050	750	771	613

(4) 適正な計量の実施

ア 特定計量器の定期検査

商店や病院など取引や証明に使用しているばかりについて、定期検査を実施している。

イ 計量関係事業者への立入検査

スーパーや工場などの計量関係事業者に立入検査を実施し、使用中の計量器や商品の内容量などについて検査を実施している。

ウ 計量思想の普及啓発

11月の計量月間を中心に計量クイズ及び一日計量巡視などの諸事業を開催し、普及啓発に努めている。

7 地域改善対策

(1) 住宅新築資金等貸付事業

同和地区の居住環境の整備改善を図るために、新築、宅地及び改修に用いる資金貸付者に対し、貸付金の償還事務を行っている。

ア 貸付事業実績

年 度 区 分	昭和48年度～平成7年度	
	件 数	金 額
新 築 資 金	215	1,197,800 千円
宅 地 取 得 資 金	123	508,300
改 修 資 金	308	606,240
合 计	646	2,312,340

イ 貸付金回収状況

(21.5.31現在・単位：千円)

年 度	調 定 額			収 入 額			未 収 入 額		
	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
48~63	850,755	287,548	1,138,303	685,185	230,922	916,107	165,570	56,626	222,196
元	133,624	38,522	172,146	82,580	23,751	106,331	51,044	14,771	65,815
2	149,564	40,746	190,310	86,097	22,959	109,056	63,467	17,787	81,254
3	155,378	43,423	198,801	85,050	24,304	109,354	70,328	19,119	89,447
4	159,353	43,935	203,288	80,310	23,251	103,561	79,043	20,684	99,727
5	173,645	44,925	218,570	86,258	23,124	109,382	87,387	21,801	109,188
6	179,994	45,348	225,342	86,213	22,239	108,452	93,781	23,109	116,890
7	187,146	45,392	232,538	85,226	20,595	105,821	101,920	24,797	126,717
8	185,505	45,302	230,807	76,630	19,722	96,352	108,875	25,580	134,455
9	189,250	44,329	233,579	82,198	19,353	101,551	107,052	24,976	132,028
10	180,958	41,929	222,887	71,506	15,817	87,323	109,452	26,112	135,564
11	192,660	41,305	233,965	80,085	14,626	94,711	112,575	26,679	139,254
12	197,028	40,212	237,240	80,139	12,436	92,575	116,889	27,776	144,665
13	219,848	39,024	258,872	101,067	10,612	111,679	118,781	28,412	147,193
14	195,221	37,759	232,980	71,628	8,562	80,190	123,593	29,197	152,790
15	182,439	37,093	219,532	52,350	6,452	58,802	130,089	30,641	160,730
16	186,336	37,373	223,709	48,708	5,297	54,005	137,628	32,076	169,704
17	190,008	37,204	227,212	46,095	4,256	50,351	143,913	32,948	176,861
18	178,378	37,272	215,650	26,979	3,283	30,262	151,399	33,989	185,388
19	178,573	37,597	216,170	20,979	2,642	23,621	157,594	34,955	192,549
20	181,954	37,919	219,873	22,319	2,450	24,769	159,635	35,469	195,104

(2)瀬戸会館

所在地 瀬戸町7番30号

☎ 41-5859

沿革 昭和33年4月1日に開館。地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善を図り、同和問題の速やかな解決に資することを目的に、地域に密着した各種事業の実施に努めている。

現施設は、昭和49年4月1日オープンし、昭和56年3月と昭和62年3月に増築したものである。

敷地面積 2,257.56m²

構造 鉄筋コンクリート造2階建

建物面積 623.57m²

利用状況 14,504人(平成20年度)

8 交 通 安 全 対 策

(1) 概 要

本格的な高速交通・大量交通時代を迎え、新居浜市の陸上交通の安全に関し、第8次新居浜市交通安全計画に基づき、国、県等の関係機関・団体との緊密な連携のもと、市民の交通安全意識の高揚に一層努めるとともに、交通事故のない安全で快適な新居浜市を目指して、交通安全対策を積極的に推進する。

交通安全意識の高揚

- ・春秋の全国交通安全運動及び年末の交通安全県民運動、高齢者交通安全運動を実施
- ・老人クラブ・婦人会・公民館等との連携、協力を得ながら、各団体の実情に応じたフィルム、ビデオ、チラシ等による交通安全講座を実施
- ・保育園、幼稚園、小・中・高等学校と協力し、歩行及び自転車等の実技指導と腹話術・ダミー実験等の視覚でとらえた教育の実施
- ・交通安全母の会の育成と組織の充実

母の会会員数 11,978人 (21. 4. 1 現在)

- ・幼児交通安全クラブ（こじかクラブ）の母と子の安全教育を実施。

- ・老人クラブ、高齢者教室等の集会を利用して交通安全教育を実施
- ・高齢者交通安全日(毎月10日)に安全運動を実施
- ・交通安全の日(毎月20日)に安全運動を実施
- ・交通指導員 (21. 4. 1 現在)

小・中学校児童生徒の通学時における交通事故から守る適切な誘導保護、一斉街頭指導、中・高校生の通学時自転車一斉街頭指導、自転車の夜間無灯火指導、花火大会等公的行事の交通指導等を実施

交通指導員の人員

男子 (民間) 55人
女子 (民間) 19人

(2) 交通事故の状況 (新居浜市内)

区分	年	16	17	18	19	20
	件 数 (件)	1,053	1,087	1,030	994	913
	死 者 (人)	7	7	7	8	5
	傷 者 (人)	1,272	1,309	1,253	1,165	1,086

(3) 時間別、二輪車、女性ドライバーの事故 (新居浜署管内)

区分	平 成 18 年			平 成 19 年			平 成 20 年			
	件数(件)	死者(人)	傷者(人)	件数(件)	死者(人)	傷者(人)	件数(件)	死者(人)	傷者(人)	
時間別	0 ~ 2	13	0	19	8	0	9	10	1	15
	2 ~ 4	13	0	21	6	1	6	6	1	10
	4 ~ 6	7	2	7	11	0	12	3	0	3
	6 ~ 8	104	0	119	105	0	113	91	1	98
	8 ~ 10	132	0	154	134	0	149	134	0	159
	10 ~ 12	133	1	155	126	1	143	122	0	142
	12 ~ 14	110	0	128	128	1	154	87	1	104
	14 ~ 16	126	0	162	118	0	139	126	1	146
	16 ~ 18	187	3	217	179	1	204	161	0	193
	18 ~ 20	122	0	148	114	1	150	102	0	125
	20 ~ 22	46	0	63	33	1	47	44	0	57
	22 ~ 24	32	1	53	29	2	36	22	0	26
	合 計	1,025	7	1,246	991	8	1,162	908	5	1,078
二輪車	自動二輪	75	1	71	75	1	66	74	0	67
	原付	183	0	164	230	2	212	186	1	168
	自転車	201	3	199	184	1	187	160	0	157
女性の事故		924	4	654	877	4	645	843	2	591

(4) 地区別交通事故（高速道路を除く）

		平成20年					
地区別	校 区 別	件 数 (件)		死 者 (人)		傷 者 (人)	
川 西	新居浜	47	365	0	2	64	438
	金子	104		0		121	
	宮西	52		0		60	
	若宮	31		0		35	
	金栄	89		1		109	
	惣開	42		1		49	
川 東	浮島	13	195	0	2	13	226
	高津	70		0		82	
	神郷	77		1		88	
	垣生	8		0		9	
	多喜浜	27		1		34	
	大島	0		0		0	
上 部	中萩	54	349	0	1	63	415
	泉川	148		1		181	
	角野	92		0		109	
	船木	33		0		37	
	大生院	21		0		24	
	別子山	1		0		1	
合 計		909		5		1,079	

9 戸籍・住民

(1) 各種登録の状況

(21.3.31現在)

区分		年度	16	17	18	19	20
戸籍	本籍数(件)	58,691	58,960	59,132	59,155	59,209	
	本籍人口(人)	145,085	145,628	144,921	144,245	143,511	
住民基本台帳	世帯数(世帯)	53,679	54,308	54,745	55,131	55,556	
	人口(人)	男	60,619	60,616	60,429	60,296	60,195
		女	66,089	65,965	65,819	65,728	65,494
外国人登録	計	126,708	126,581	126,248	126,024	125,689	
	世帯数(世帯)	608	678	740	822	698	
	人口(人)	男	326	363	429	470	431
		女	449	486	500	546	443
		計	775	849	929	1,016	874
印鑑登録(件)			79,954	80,355	80,364	80,501	80,369

(2) 各種届出受理件数

ア 住民基本台帳関係		(単位:件)				
区分	年度	16	17	18	19	20
転入	2,430	2,573	2,358	1,716	1,751	
転出	2,855	2,732	2,652	2,773	1,410	
転居	3,151	3,211	3,051	2,495	2,335	
世帯変更	1,434	1,426	1,666	2,254	2,038	
国外移住	95	102	92	87	86	
計	9,965	10,044	9,819	9,325	7,620	

イ 戸籍関係		(単位:件)				
区分	年度	16	17	18	19	20
出生	1,588	1,572	1,572	1,639	1,598	
死亡	1,628	1,562	1,494	1,672	1,643	
婚姻	1,566	1,524	1,670	1,534	1,527	
離婚	459	415	427	360	409	
養子縁組	158	108	148	120	133	
養子離縁	37	30	42	40	41	
認知	20	20	18	33	26	
転籍	564	559	536	534	500	
入籍	334	357	337	326	366	
分籍	20	24	26	15	21	
訂正・更正	1,942	1,086	176	165	139	
その他	316	285	302	262	278	
計	8,632	7,542	6,748	6,700	6,681	

(3) 謄本・抄本・証明等取扱件数及び手数料

区分	年度		18	19		20	
	取扱件数	手数料	取扱件数	手数料	取扱件数	手数料	
戸籍関係	件 35,612	円 19,586,400	件 36,708	円 20,311,650	件 35,504	円 19,595,000	
住民票関係	72,000	21,600,000	69,240	20,772,000	62,687	18,806,100	
印鑑証明書	50,935	15,280,500	48,782	14,634,600	44,321	13,296,300	
印鑑登録	4,052	1,215,600	4,073	1,221,900	3,620	1,086,000	
諸証明書関係 登録原票記載事項 証明書	2,443	1,326,900	2,691	1,545,300	2,582	1,304,600	
自動車臨時運行 許可	625	468,750	565	423,750	419	314,250	
住民基本台帳カード	298	149,000	669	334,500	640	320,000	
公的個人認証サービス	133	66,500	507	253,500	434	217,000	
船員法関係	29	67,820	39	93,380	36	85,160	
計	166,127	59,761,470	163,274	59,590,580	150,243	55,024,410	

(4) 手数料

種類			単位	手数料	根拠法令等	改定年月日
戸籍	謄・抄本	戸籍	1通	450円	新居浜市手数料条例第2条	平成12年4月1日
		除籍	1通	750	"	"
	記載事項 証明	戸籍	1件	350	"	"
		除籍	1件	450	"	"
	受理又は記載事項証明	1通	350	"	"	"
住民票	写し(全部・一部)	1通	300	"	"	"
	閲覧	1件	300	"	"	"
	諸証明	1件	300	"	"	"
印鑑証明手数料	1通	300	"	"	"	"
印鑑登録証交付手数料	1件	300	"	"	平成17年4月1日	
住民基本台帳カード手数料	1通	500	"	"	平成15年8月25日	
船舶の航行に関する報告書の証明	1通	2,600	"	"	平成14年7月1日	
雇入契約のない船長の就退職等の証明	1通	870	"	"	"	
船員手帳記載事項の証明	1通	870	"	"	"	
船員手帳の交付又は書換え	1通	1,950	"	"	平成16年4月1日	
船員手帳の訂正	1通	430	"	"	平成14年7月1日	
公的個人認証サービス手数料	1件	500	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条第6項		平成17年4月1日	

(5) 法律・行政相談

法律相談……昭和59年度から弁護士による相談業務を開催。開催日は第2火曜日、第3水曜日及び第4水曜日を原則

行政相談……相談員4名で毎月2回第1・第3木曜日を原則に相談業務を開催

10 住居表示

(1) 住居表示実施状況

年 度	町 名 (丁目)	実施日	面 積	一町平均面積	町数	街区数	21.3.31現在	
							世帯数	人口
第1年度	大江町・港町・西町・泉池町・泉宮町・宮西町・中須賀町一～三丁目・西原町一～三丁目	S. 40. 5.1	m ² 1,750,000	m ² 159,000	11	93	世帯 2,615	人 5,487
第2年度	磯浦町・惣開町・新田町一～三丁目・王子町・星越町・前田町・北新町・江口町・河内町・西の土居町一～二丁目・滝の宮町(1～8番)	41. 5.1	7,044,000	503,000	14	194	4,346	9,028
第3年度	繁本町・一宮町一丁目(1～3番)・田所町・若水町一～二丁目・徳常町・新須賀町一～四丁目・菊本町一～二丁目	42. 5.1	3,021,000	251,000	12	115	2,435	5,164
第4年度	一宮町一丁目(4～14番)～二丁目・久保田町一～三丁目・高木町・政枝町一～三丁目・平形町・八雲町・庄内町一～六丁目・坂井町一～二丁目	43. 5.1	3,067,000	170,000	18	204	6,156	13,785
第5年度	宇高町一～四丁目・沢津町一～三丁目・東雲町一～二丁目・松の木町・高津町・桜木町・清水町・南小松原町	46. 5.1	2,664,000	190,000	14	180	5,564	12,260
第6年度	松木町・西喜光地町・松原町・坂井町三丁目・瀬戸町・寿町・星原町・上泉町・外山町・岸の上町一～二丁目・下泉町一～二丁目・城下町・喜光地町一丁目	48.11.1	3,334,000	222,000	15	194	4,404	9,562
第7年度	喜光地町二丁目・西泉町・西連寺町一～二丁目・篠場町・山田町・山根町・中西町・宮原町・吉岡町・中筋町一～二丁目・北内町一～四丁目・角野新田町一～三丁目・種子川町	49.10.1	3,777,000	188,000	20	254	4,653	10,749
第8年度	滝の宮町(9～12番)・横水町・本郷一～三丁目・中村松木一～二丁目・中萩町・土橋一～二丁目・中村一～四丁目・上原一～四丁目・御蔵町	50.10.1	3,637,000	202,000	18	223	5,498	12,812
第9年度	東雲町三丁目・郷一～五丁目・高田一～二丁目・田の上一～二丁目・長岩町・松神子一～三丁目・又野一～二丁目・落神町・神郷一～二丁目・清住町	52. 8.1	3,140,000	157,000	20	209	3,949	9,323
第10年度	宇高町五丁目・田の上三～四丁目・八幡一～三丁目・垣生一～六丁目・松神子四丁目	55. 5.1	2,444,000	188,000	13	161	3,496	8,477
第11年度	楠崎一～二丁目・又野三丁目・多喜浜一～六丁目・阿島一～四丁目・荷内町・黒島一～二丁目	H. 18.10.1	5,310,000	354,000	16	193	2,238	5,047
計	171 町		39,188,000	235,000	171	2,020	45,354	101,694

※ 平成21年3月31日現在の全市の住基人口 125,689人、世帯数 55,556世帯

(2) 住所表示実施状況

昭和59年7月1日 …… 光明寺一～二丁目、東田一～三丁目、国領一丁目、観音原町、七宝台町、立川町

(平成21年3月31日現在の該当住基人口 3,584人、世帯数 1,569世帯)

11 国民年金

(1) 拠出年金

ア 年金の種類

(21. 4. 1 現在)

種類	受ける要件	年金課
老齢基礎年金	25年以上の資格期間を満たした人が、65歳に達したとき支給される。 (また、60歳から64歳までの希望する年齢から、減額された年金を繰り上げて受けることもできる。)	納保めた月料数を 免保険料× $\frac{1}{3}$ +免保険料× $\frac{4}{3}$ 分の月数3 × $\frac{1}{2}$ +免保険料× $\frac{2}{3}$ +免保険料× $\frac{5}{6}$ 分の月数1 792,100円× 加入可能年数×12(月)
障害基礎年金	初診日前に国民年金加入期間の $\frac{2}{3}$ 以上保険料納付済期間(免除期間を含む。)がある人が、加入中に一定の障害の状態(1・2級)になったときに支給される。	1級 99万100円 (月額 8万2,508円) 2級 79万2,100円 (月額 6万6,008円)
遺族基礎年金	保険料納付済期間が加入期間の $\frac{2}{3}$ 以上あるか、又は老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしている人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた18歳未満の子(20歳未満で1・2級障害の子)のある妻、又は18歳未満の子(20歳未満で1・2級障害の子)に支給される。	子のある妻、子の受けける基本額 79万2,100円 子の受けける加算 1人目 22万7,900円 2人目 22万7,900円 3人目から1人増すごとに 7万5,900円
寡婦年金	保険料納付済期間(免除期間含む。)が25年以上ある夫が死亡したときに、婚姻期間が10年以上続いている、夫によって生計を維持されていた妻に60歳から65歳になるまでの間支給される。	夫が受けられたであろう 老齢基礎年金の $\frac{3}{4}$
死一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けられないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられないときに支給される。	保険料納付済期間 3年以上15年未満 12万円 15年以上20年未満 14.5万円 20年以上25年未満 17万円 25年以上30年未満 22万円 30年以上35年未満 27万円 35年以上 32万円

イ 保険料 (21. 4. 1 現在)

- 定額保険料 1ヶ月1万4,660円
- 付加保険料 1ヶ月 400円

ウ 被保険者数

(20. 3. 31 現在・単位：人)

年度 \ 区分	第1号被保険者数	任意加入者	第3号被保険者数	計
15	16,579	415	11,270	28,264
16	16,156	405	11,008	27,569
17	16,096	378	10,820	27,294
18	15,629	381	10,699	26,709
19	15,128	407	10,564	26,099

工 支給状況

(単位：件・円)

区分 年 度	老 齢 年 金		障 害 年 金		母 子 年 金		遺 児 年 金		寡 婦 年 金	
	(老齢基礎年金)		(障害基礎年金)		遺族基礎年金					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
15	21,894	12,771,725,500	1,751	1,574,698,900	0	0	0	0	35	16,290,900
	17,242	11,161,276,300	1,632	1,469,890,900	315	251,585,900				
16	22,796	13,418,514,100	1,800	1,606,423,200	0	0	0	0	29	13,296,800
	18,456	11,925,964,600	1,681	1,501,550,500	320	250,810,700				
17	23,690	14,117,293,100	1,836	1,633,771,200	0	0	0	0	30	13,118,100
	19,663	12,738,327,300	1,725	1,536,048,900	294	228,650,100				
18	24,951	15,008,182,300	1,893	1,674,776,800	0	0	0	0	34	14,990,100
	21,170	13,719,834,200	1,786	1,580,716,100	272	213,326,100				
19	25,896	15,714,883,000	1,906	1,683,812,500	0	0	0	0	32	13,869,900
	22,368	14,512,675,100	1,804	1,593,712,300	279	221,117,700				

(2) 福祉年金

ア 年金の種類

種 類	年金額 (平成21年4月現在)	備 考
老 齢 福 祉 年 金	年 額 405,800円	明治44年4月1日以前に生まれた人

イ 支給状況

年 度	老 齢 福 祉 年 金	
	件 数 (件)	金 額 (円)
15	144	58,795,200
16	110	44,781,000
17	73	29,718,300
18	52	21,101,600
19	40	16,232,000

12 男女共同参画

本市は、男女共同参画社会づくりを重要施策に掲げ、各種施策を積極的に推進している。平成4年3月に新居浜市女性行動計画（にいはま女性プラン21）を策定し、施策の系統的進展と効果的な推進を図るため、平成4年度に女性政策課を新設するとともに、庁内に女性施策推進会議（女性団体代表者等で構成）を設置し、女性行動計画の推進について調査・研究を重ねてきた。

このような状況の下、男女共同参画意識は徐々に進んでいるが、今日、女性を取り巻く社会環境は、少子・高齢化の急速な進展をはじめ、働く女性の増加、人々の価値観やライフスタイルの多様化など、大きく変化し、男女共同参画社会の実現は、緊急かつ重要な課題となっている。

このため、平成12年4月に課名を男女共同参画課に改称、同年8月に男女共同参画都市宣言を行った。平成13年6月に新居浜市男女共同参画計画（ともにいきいき新居浜プラン21）を策定。平成15年10月に新居浜市男女共同参画推進条例を施行し、同年10月に全国男女共同参画宣言都市サミットを本市で開催した。

平成19年4月には、市制施行70周年を記念し、広く市民から男女共同参画に関する写真及び啓発標語を募集し、同年8月の市制施行70周年記念にいはま女性フォーラム'07の席上で表彰を行い、男女共同参画社会づくりを一層推進した。

今後は市民と協働して男女共同参画社会づくりに向け、より一層効果的な施策の推進に取り組む。

主な事業

平成16年度	男女共同参画に関する市民意識調査
"	男女共同参画推進週間
"	男女共同参画社会づくりセミナー 講師：中山恭子
"	新居浜市女性国内派遣研修 埼玉・水戸・宮崎 各1人
平成17年度	男女共同参画推進週間
"	男女共同参画社会づくりセミナー 講師：赤松良子
平成17年度	新居浜市女性国内派遣研修 福井 2人
平成18年度	男女共同参画推進週間
"	男女共同参画社会づくり講演会 講師：武内陶子
"	新居浜市女性国内派遣研修 下関・福岡 各1人

平成19年度	男女共同参画に関する写真及び啓発標語
"	男女共同参画推進週間
"	男女共同参画社会づくり講演会 講師：猪口邦子
"	新居浜市女性国内派遣研修 広島・大阪 各1人
平成20年度	男女共同参画推進週間
"	男女共同参画社会づくり講演会 講師：大沢真知子
"	新居浜市女性国内派遣研修 京都・富山 各1人

13 新居浜ウイメンズプラザ

（女性センター・働く婦人の家）

女性の地位向上と社会参加を促進し、就労意識、活動意欲にこたえ、これらを助長、援助していくための総合的な活動や交流の拠点で、「健康・交流・学習」をテーマに多くの方が集い、共に学び職業生活や家庭生活に必要な情報、知識、技能の習得のほか、スポーツが楽しめ、心がふれあえる施設である。

また、当施設は、平成10年4月1日から財団法人新居浜市文化体育振興事業団に運営管理を委託した。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に行わせている。

所 在 地	庄内町四丁目4番19号
	☎ 37-1700
敷 地 面 積	5,756.85m ²
構 造	鉄筋コンクリート造3階建
延 床 面 積	2,088.12m ²
建設事業費	6億7,883万8,000円
竣 工	平成2年3月15日
駐車場拡張工事費（平成6年度）	4億8,039万6,000円
建 物 構 造	1階 第1講習室（59.40m ² ）、相談室（2部屋・29.60m ² ）、談話ラウンジ・喫茶コーナー（64.85m ² ）、料理実習室（85.47m ² ）、図書室（69.56m ² ）、託児室（28.49m ² ）、事務室（39.92m ² ）

2階 第2講習室（OA実習室）
 (63.91m²)、生活科学研修室
 (71.50m²)、研修室(視聴覚室)
 ・映写室 (94.60m²)、各種団
 体連絡室 (43.74m²)、和室
 (2部屋 86.13m²)、展示コー
 ナー(60.00m²)、ボランティ
 ア作業室(26.74m²)
 3階 軽運動室 (118.35m²)、多目
 的ホール (353.40m²)、放送
 室・バルコニー等 (266.72
 m²)

その他の 駐車収容台数

自動車 145台
 自転車等 70台

(1) 平成20年度主催事業概要

ア 再就職援助事業

(単位：人)

事業名	参加人員
ワープロ・ワード講座	191
表計算・エクセル講座	189
技能評価試験対応講座	801
技能評価試験	26
パソコン活用講座	377
医療事務講座	364
福祉住環境コーディネーター講座	322

イ 社会参加促進事業

(単位：人)

事業名	参加人員
今から始める会話英語講座	176
韓国語ではなしましよう	228
地域で役立つ救護と看護講座	28
ライフアップ講座	98
表情筋トレーニング講座	90
パーソナルカラーに学ぶ講座	17

ウ 生活・教養事業

(単位：人)

事業名	参加人員
家庭で作る韓国料理講座	15
アンチエイジング・クッキング講座	17
簡単に出来るパン作り講座	68
ハーブ活用術講座	44
初めてのパッチワーク講座	23
気持ちを包む講座	9

エ 子育て支援事業

(単位：人)

事業名	参加人員
グラスアートを楽しもう講座	5
親子で一緒に体操講座	146
はじめての絵手紙講座	17
絵としゃべり講座	4

オ 健康増進事業

(単位：人)

事業名	参加人員
リズム体操講座	2,283
はつらつ健康体操講座	1,817
生きいきダンス講座	1,603
ヨーガ	808
ヨーガ	715

(2) 使用料

次の表により算定した額に100分の105を乗じて得た額（10円未満は切り捨て）
(単位:円)

区分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 22時まで	備考
第1 講習室		400	500	600	1,500	
第○ 2 A 講実 習習 室室	個人使用	200	300	400	900	
	団体使用 (6人以上)	1,000	1,500	2,000	4,500	
料理実習室		600	800	1,000	2,400	
軽運動室	個人使用	100	100	100	300	
	団体使用 (11人以上)	1,000	1,000	1,000	3,000	
多目的ホール		2,000	3,000	4,000	9,000	
生活科学研修室 (テスト室)		400	500	600	1,500	
研修室 (視聴覚室)		1,000	1,500	2,000	4,500	
和室(茶室付) (1 号)		400	500	800	1,700	
和室 (2 号)		400	500	800	1,700	

冷房使用
5割増
暖房使用
3割増

(平成20年度)

区分別利用者	
勤労女性	24,999人
家庭女性	30,141人
その他（男性・子供）	9,556人
分類不明	0人
年齢階層別利用者	
30歳未満	6,031人
30～39歳	8,076人
40～49歳	10,321人
50歳以上	40,268人
分類不明	0人

注：申込み時間を延長し、又は繰り上げて使用する場合の使用料は、1時間を増すごとに現に許可を受けた使用料の1時間当たりの額（10円未満は切り捨て）に相当する額とする。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てる。

(3) 利用状況 (単位:人)

年度	16	17	18	19	20
利用者数	66,851	72,391	69,777	65,825	64,696

14 人権・同和教育

あらゆる市民啓発の場において、市民の人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深め「くらしに生きる人権教育」の実践に努め、あらゆる差別を許さない人権尊重のまちづくりを目指す。

(1) 努力目標

- ・人権条例の活用
- ・市民啓発の推進
- ・団体育成
- ・人権・啓発資料の充実及び活用
- ・人権・同和教育推進機関等との連携強化
- ・「身元調査お断り」運動の推進

(2) 人権・同和教育関係懇談会・研究会等参加状況

区分	年度		18		19		20	
	開催回数	参加人員	開催回数	参加人員	開催回数	参加人員	開催回数	参加人員
お茶の間人権教育懇談会	回 139	人 1,342	回 116	人 1,053	回 98	人 979		
学級・講座研修会	84	3,302	100	3,649	101	3,452		
各種研究大会	7	1,408	7	715	8	752		
校区別人権・同和教育懇談会(基礎研修)	27	3,332	28	3,380	28	1,938		
校区別人権・同和教育懇談会(学級・学年別研修)	28	5,441	28	5,207	28	5,689		
校区別人権・同和教育懇談会(地区別懇談会)	91	2,546	90	2,378	90	2,177		
差別をなくす市民の集い(ハートFULL新居浜)	1	350	1	450	1	470		
計	377	17,721	370	16,832	354	15,457		

15 生涯学習センター

市民一人ひとりが生涯にわたって学習できるよう生涯学習体制の整備を図り、その中核的機関として、生涯学習センター及びその関連施設として学習館を設置した。

なお、平成10年度から高齢者生きがい創造学園を生涯学習センターに組み入れ、生涯学習推進体系の統合化を図っている。

(1) 生涯学習センター

名 称	生涯学習センター	神郷学習館	垣生学習館
所 在 地	繁本町8番65号 ☎ 33-2991	神郷一丁目 2番3号	垣生四丁目 2番18号
設立年月日	平成3年4月1日	同 左	同 左
敷地面積 (m ²)	9,371.35	1,318.38	1,045.69
建物延面積 (m ²)	1,861.84	324.00	324.00

ア 生涯学習大学

従来の生涯学習事業を統合し、市民一人ひとりが自主的に参加し、自らの意思で選択し受講できる生涯学習大学を開設した。有料制で、学友会を組織し、市民スタッフとの協働による民主的な運営を行っている。

平成20年度受講者 26講座(つどい含) 延4,896人

イ 視聴覚教育

- ・新居浜アマチュアビデオ作品コンテスト支援
- ・視聴覚機器使用法研修

(視聴覚ライブラリー)

目的 視聴覚教育の振興を図るため、市立視聴覚ライブラリーを設置する。

所在地 繁本町8番65号(生涯学習センター内に設置)

教 具 16ミリ映写機、テレビ、ビデオ(DVD、VHS)デッキ、CDラジカセ、OHP、スライド映写機、スクリーン(移動式)、ビデオカメラ、ビデオプロジェクター等

教 材 16ミリ映画フィルム、8ミリ映画フィルム、ビデオテープ(VHS)、録音教材、スライド

視聴覚ライブラリー教具、教材利用状況

(単位：回)

区分	年 度	18	19	20
16ミリ映写機		0	0	1
8ミリ映写機		0	0	0
16ミリ映画フィルム		1	0	0
8ミリ映画フィルム		0	0	0
ビデオカメラ		0	1	0
ビデオフィルム		0	0	0
スライド映写機		2	0	1
スクリーン		14	15	4
放送用機材一式 (スピーカー・アンプ)		3	4	10
オーバーヘッド		4	0	0
三脚		1	1	0
編集機一式		0	0	0
テレビ		0	0	1
ビデオデッキ		0	2	3
ビデオプロジェクター		60	65	0
ラジカセ		7	8	0
実物投影機		1	0	0
ワイヤレスアンプ		7	3	9
DVDデッキ		—	—	1
マイクスタンド		—	—	3

生涯学習大学講座内容

(平成20年度)

講 座 名	対象	実 施 期 間	回 数	時間数	学級生数(人)		延べ 参加者数 (人)
					男	女	
日本文学講座	市民	H20. 5. 10 ~ H20. 12. 6	8	16	28	81	571
松山大学公開講座	市民	H20. 5. 17 ~ H20. 12. 19	8	16	33	24	266
新居浜高専市民講座	市民	H20. 5. 10 ~ H20. 10. 11	7	16	35	11	245
新居浜高専ものづくり講座	市民	H20. 8. 23 ~ H20. 11. 1	4	8	11	5	53
「へんろ道指南」と歩む	市民	H20. 6. 24 ~ H20. 10. 28	5	10	37	34	260
わが街の産業遺産	市民	H20. 5. 10 ~ H20. 11. 28	7	14	26	5	153
おとのなの社会見学	市民	H20. 9. 24 ~ H20. 11. 26	4	8	18	6	67

講 座 名	対象	実 施 期 間	回 数	時間数	学級生数(人)		延べ 参加者数 (人)
					男	女	
多喜浜塩田の歴史と文化	市民	H20. 5. 27～H20. 12. 16	7	14	19	13	160
みんなの健康・体をすこやかに	市民	H20. 5. 8～H20. 7. 17	4	8	4	22	57
みんなの健康・心をすこやかに	市民	H20. 9. 4～H20. 12. 4	4	8	6	38	85
人間探求講座	市民	H20. 9. 19～H20. 12. 12	4	8	20	27	111
日本文化おもしろ学	市民	H20. 5. 9～H20. 12. 12	6	12	2	27	118
創つてみま専科	市民	H20. 5. 9～H20. 11. 14	5	10	1	25	100
国際交流講座	市民	H20. 8. 30～H20. 11. 29	4	8	3	17	33
旅行のための基礎英会話	市民	H20. 5. 15～H20. 7. 3	8	16	9	23	179
科学博物館講座	市民	H20. 5. 7～H20. 11. 19	8	16	21	15	220
まちなか再発見	市民	H20. 5. 24～H20. 7. 19	3	6	9	10	65
にいはま若者塾	市民	H20. 8. 5～H20. 8. 13	4	8	—	—	98
暮らしに役立つ法律活用講座	市民	H20. 6. 10～H20. 11. 11	5	10	31	17	185
出前講座・こども広場	市民	H20. 7. 9～H20. 8. 2	5	10	—	—	148
懐かしの心の唄講座	市民	H20. 6. 4～H20. 9. 17	8	16	9	51	341
雑談しま専科	市民	H20. 6. 4～H21. 3. 4	10	20	7	38	228
文 章 教 室	市民	H20. 5. 17～H20. 9. 20	8	16	2	8	61
マネーライフナビ	市民	H20. 6. 14～H20. 11. 8	14	21	21	21	207
新居浜環境講座	市民	H20. 5. 17～H20. 11. 15	7	14	12	1	37
思い出の名作映画	市民	H20. 5. 17～H20. 11. 15	6	12	20	56	300
チケット受講生		(H20. 5. 7～H20. 12. 16)			延べ (83)	延べ (140)	223
修業のつどい(合同)	市民	H21. 1. 18	1	3			288
計			164	324	384	575	4,859

(2) 高齢者生きがい創造学園

おおむね50歳以上の高齢者を対象にして、その生きがいづくりと健康・自立を目指す学習ニーズに応えられるよう講座を開設して、学習機会の提供、各種情報の収集・提供やボランティア活動・サークル活動の促進を目指している。

講座は、高齢者の健康・社会生活をテーマとしたものや趣味的なものを設けている。

平成20年度 19講座 延べ 4,748人

56サークル 延べ 38,447人

所 在 地 上原二丁目8番1号

☎ 44-4826

(旧桃山学院短期大学跡)

設立年月日 平成5年4月1日

敷地面積 18,684.23m²

建物延面積 3,759.85m²

生きがい創造学園講座内容

(平成20年度)

講 座 名	実 施 期 間	回数	時間数	学級生数(人)		延べ 参加者数 (人)
				男	女	
1 高齢社会を賢く生きる	H20. 6. 3～H20. 11. 4	6	12	48	54	431
2 心とからだの健康管理	H20. 6. 10～H20. 11. 11	6	12	52	76	455
3 郷 土 を 歩 く	H20. 5. 15～H20. 11. 20	7	42	25	20	228
4 男 の 料 理 教 室	H20. 5. 7～H21. 3. 4	8	24	23	0	146
5 趣 味 の 料 理 教 室	H20. 5. 9～H21. 2. 13	8	24	2	18	134
6 パソコン(初級)教室	H20. 5. 30～H20. 10. 3	18	36	17	22	218
7 家 庭 菜 園 教 室	H20. 5. 7～H20. 12. 9	8	16	17	13	154
8 川 柳 教 室	H20. 5. 12～H20. 12. 1	8	16	8	11	109
9 茶 道 教 室	H20. 5. 23～H21. 3. 13	16	32	2	10	163
10 書 道 教 室	H20. 5. 14～H21. 2. 25	16	32	13	17	373
11 絵 手 紙 教 室	H20. 5. 13～H21. 3. 3	16	32	2	28	426
12 写 真 教 室	H20. 5. 8～H21. 2. 12	8	16	15	10	157
13 陶 芸 教 室	H20. 5. 21～H21. 2. 18	8	18	11	9	129
14 コ ー ラ ス 教 室	H20. 5. 19～H21. 3. 16	16	32	3	22	330
15 ハ 一 モ ニ 力 教 室	H20. 5. 14～H21. 3. 11	16	32	10	20	396
16 四 季 の 組 み 木 教 室	H20. 5. 12～H20. 12. 8	8	16	6	9	109
17 社 交 ダ ン ス 教 室	H20. 5. 9～H21. 3. 13	16	32	5	17	211
18 軽 ス ポ ー ツ 教 室	H20. 5. 19～H21. 3. 9	16	32	18	26	474
19 介 護 教 室	H20. 5. 14～H20. 6. 25	6	12	2	20	105
計		211	468	279	402	4,748